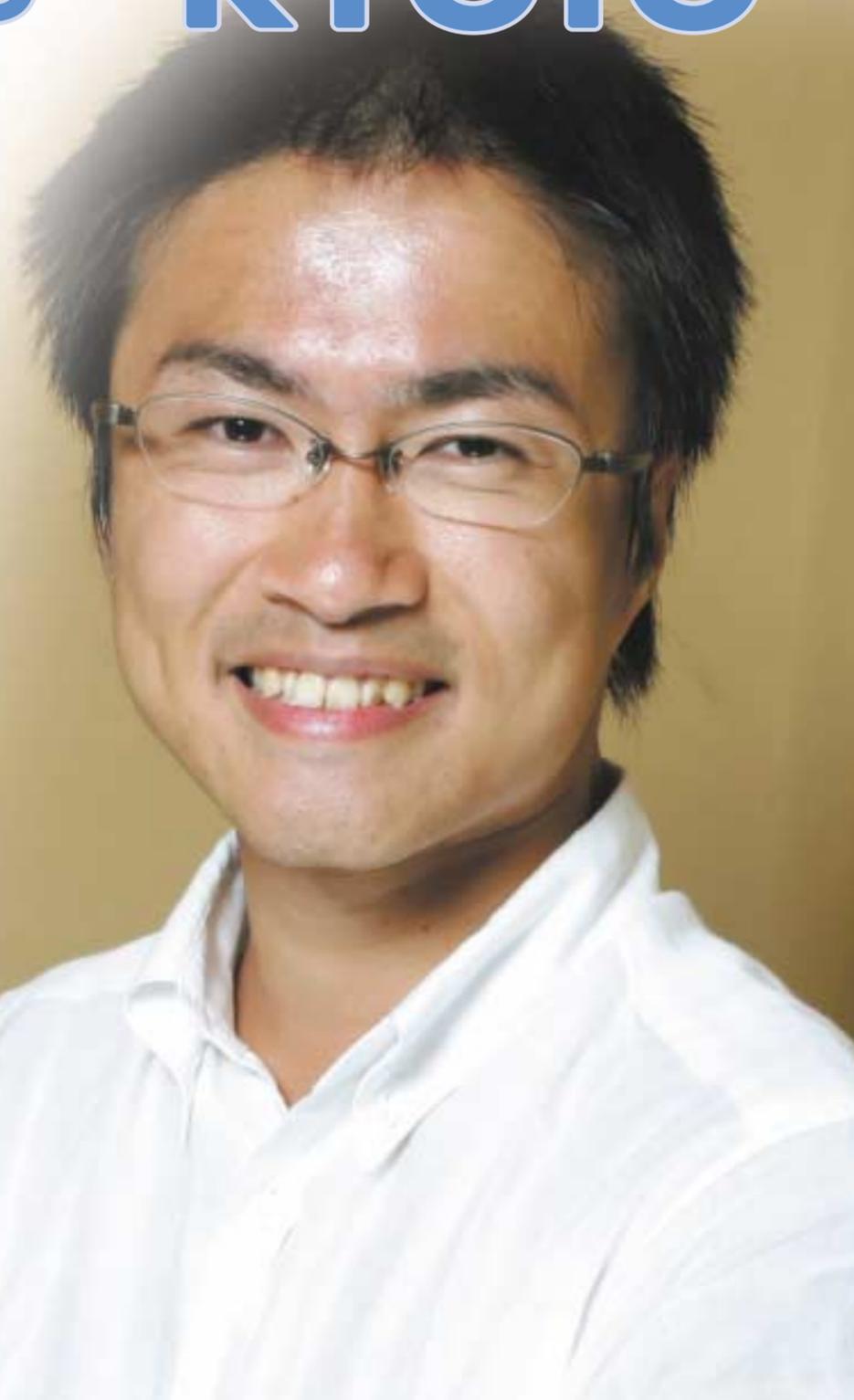


人権情報誌
vol. 28
2007.12

あい・ゆー-KYOTO



輝きピープル——乙武 洋匡さん 小学校教諭

違っていいんだよ！

「僕が乙武先生になって、子どもたちに伝えたいこと」

特集 許しません！セクシュアル・ハラスメント

「まんがで考えてみよう！」

「ご存知ですか？ えせ同和行為」

乙武洋匡さんの直筆サイン入り色紙をプレゼント！

輝きピープル

違っていいんだよ!

~ 僕が乙武先生になって 子どもたちに伝えたいこと ~

乙武 洋匡さん [小学校教諭]

大ベストセラー「五体不満足」が出版されてから9年。多くの人々に勇気と感動を与えた乙武洋匡さんですが、ご自身は周囲からの固定されたイメージにずっと違和感を抱いていました。大学卒業後はスポーツライターとして活躍されてきましたが、ある事件をきっかけに教師になることを決意。仕事を続けながら教員免許取得のために再度、大学で学び、今年の春から東京都杉並区立杉並第四小学校の教員として、子どもたちと共に日々を過ごしています。

「乙武先生」になって伝えたいこと、それは昔から変わらず大切にしてきた一つの言葉です。そして「乙武先生」だからこそ伝えられる子どもたちへのメッセージ。



感謝の気持ちを次世代へ

大学在籍時に執筆した「五体不満足」が大ベストセラーになったことによって、僕は多くの人から注目されました。また、このことにより僕自身には、「障害」、「福祉」、「バリアフリー」などのイメージが先行することになりましたが、正直、このことに対しては、本来の自分とのズレを感じてきました。大学卒業後は、真っ正面から自分自身の力で勝負を

したいと、子どもの頃から好きだったスポーツの素晴らしさを伝えるスポーツライターの道へ。それから、色々な方から「元気が出ました」、「勇気が得られました」などの声が寄せられました。

そんな声にいつも、僕は「障害があるけれど、ただフツーに生きてただけ」と

いう思いが強かったのです。でも次第に、社会に対して、生涯を通じ、もっと能動的に何かを伝えたい、そんな存在でありたいと思うようになったのです。

そんな頃、長崎市で12歳の少年が3歳の幼稚園児を連れ去り殺害した事件や、佐世保市で小学校6年生が同級生を刺殺するなど、10代前半の子どもたちが被害者にも、加害者にもなる事件が相次いで起こりました。もちろん、気の毒なのは被害者やそのご家族です。でも僕はそのとき、加害者の子どもたちも可哀想だと感じたのです。

産まれたときから犯罪者になろうと思って産まれてくる子はいません。いろんな背景から殺人という行為に追い込まれた子どもたちは、それまでにSOSを発していたはずなのです。でも大人たちがそれに気づき、軌道修正ができなかったから、このような事件が起こってしまったのではないかと思います。僕は子どもが育つ環境に、大人がもっと責任を持つべきじゃないかと感じたのです。

僕自身の子どもの時代を振り返った時、両親や学校の先生、地域の人たちは、優しさで温もりと、時に厳しさを持っていて子どもたちに接してくれていました。だからこそ今の自分があるんだと、改めて感謝の気持ちが沸き起こったと同時に、このことを次の世代に伝えていくことが、自分の役目だと気づき、教師を目指そうと決意したので

互いに支え合いながら1つの大きな丸に

仕事を続けながら、大学の通信教育で教員免許を取得することは大変でしたが、目的を明確に持って学んだので、充実した楽しい2年間でした。そして今年の4月から、東京都杉並区独自採用 という形で教員に採用され、現在、杉並区立杉並第四小学校で5年生と6年生に理科と社会を教えています。

障害を持つ僕に対して、1年生など低学年の子どもたちは率直に質問をぶつけてきました。「ごはんはどうやって食べるの?」、「どうやって字を書くの?」などです。僕は一つ一つの質問に答え、実際にやっても見せました。でも5、6年生になると大人の分別も身に付いてきて聞いてこないのです。でもすごく気にはなる。僕が黒板や紙に字を書いたり、ごはんを食べているところを、じーっと見ているんです。僕はどんどん見せました。慣れることは、障害のある人のことを意識の中で日常化します。それは社会にとって、とても大切なことなんです。

そんなある日、5年生の生徒が「先生、靴のサイズはいくつ?」と聞いてきて、「先生、履かないし」と言ったら「あっ!」っていう表情をしたんです。すごく嬉しいと思いました。この子にとって僕はもう日常だったんです。たぶん友達と靴の話をしていて、自然な流れで「乙武先生のサイズは?」と思ったんでしょう。そのとき、僕は、障害があることとか、車椅子に乗っていることとは関係なく、子どもたちに、一人の教師として受け入れられているんだと感じました。

反面、どうしてもできない仕事なども出てきます。運動会などで他の先生方を手伝えないことが心苦しいこともあります。学校のホームページの更新など別の仕事で補うようにしています。

僕が言うセリフではないかもしれませんが、人間は完璧ではありません。出っ張っていたり、へこんでいたりしていますが、それを皆で協力して一つの大きな丸にできればいいと思うのです。僕には欠けているところがあるけれど、そこを補う出っ張りを増やして、互いに支え合って一つの丸が作れたらいいじゃないか。他の先生方が僕をフォローしてくださっている様子を、子どもたちが見ることも、何かを感じ取ってもらえる機会であり、一つの教育につながると思っています。

違っていいんだよ

僕は障害のある人に対する差別を問題にするより、だれもがそういうことに慣れる環境を大切にしたいほうがいいのではないかと思います。例えば、障害のある人が急に職場に入ってきたら戸惑うでしょう。でもそれは差

別ではなく、単に慣れていないだけなんです。子どもの頃から障害のある人、ない人が一緒に過ごす機会や環境があれば、大人になってそんな場面に遭遇しても戸惑うことはないのです。そういう機会を、僕が存在することで作ってあげたいです。

そして僕がこれまでも伝え、これからも学校教育の中で伝えていきたいことは、「皆それぞれ違っていいんだよ」ということです。言葉で伝える以上に、実感を持って伝えるには、僕は分かりやすい身体をしています。明らかに人と違う。それぞれ違っていてもいいんだということを、僕はストレートに伝えられると思うのです。

「乙武先生は身体に障害があり、できないこともあって僕たち私たちが手伝ったこともあったけど先生から色々なことを学んだなあ」と子どもたちが大人になったときに覚えていてくれたらいいなと思っています。

杉並区には、知識や経験を持つ民間人を任期付き職員として採用できる条例がある。



PROFILE

乙武 洋匡さん

1976年、東京都生まれ。早稲田大学在学中に書いた「五体不満足」(講談社)が多くの人々から共感を得る。卒業後はスポーツライターとして活躍。2005年に東京都新宿区の「子どもの生き方パートナー」に任命される。2007年4月からは教員として杉並区立杉並第四小学校に勤務。著書に「乙武レポート」「ほんね。」「だから、僕は学校へ行く!」(いずれも講談社)など。今夏には社会問題を改めて真摯に丁寧に考え執筆した「大人になるための社会科入門」(幻冬舎)が発行された。

プレゼント 乙武洋匡さんの直筆サイン入り色紙をプレゼント!

乙武さんの直筆サインと読者へのメッセージ「ユニーク」(「面白い」という意味の他に「唯一の」という意味がある)が書かれた色紙を抽選で2名の方にプレゼントします。ハガキに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号と「あいゆ-KYOTO vol.28」への御意見・御感想を書いて12月28日(当日消印有効)までに下記までお送りください。

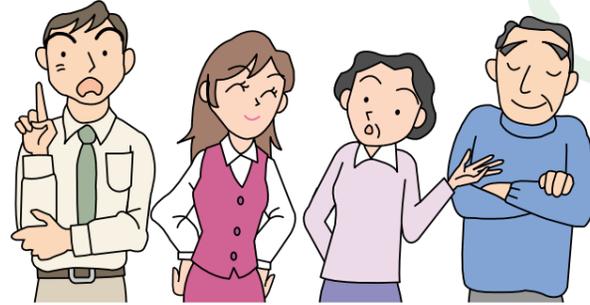
なお抽選の結果は発送をもって代えさせていただきます。
〒604-8571(住所記入不要) 京都市人権文化推進課
「あいゆ-KYOTO vol.28 色紙プレゼント」係



セクシュアル・ハラスメント（以下セクハラ）とは、性的な言動によって他の人を不快にさせることです。

職場におけるセクハラは、職場環境の悪化や勤労意欲の低下を招くだけでなく、被害者の心身に悪影響を及ぼす深刻な人権侵害であり、あってはならないことです。

平成19年4月に施行された改正男女雇用機会均等法では、男性に対するセクハラも含め、企業にセクハラ対策を講じることが義務化されました。



[都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクハラ相談件数]

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
相談件数	7,633	7,682	7,403	7,706	7,894
女性労働者等からの相談件数	5,925	5,924	5,924	6,291	6,505

資料:平成19年版「男女共同参画白書」(内閣府)



許しません！ セクシュアル・ハラスメント

セクハラはこんなところにも

セクハラは職場だけでなく、様々なところで起こります。町内会やPTAなどでは、会社や学校に行けなくなるといった生活の根本を揺るがす事態ではなくても、被害者は傷つき、しかもコミュニティ活動の妨げになるなど、深刻な人権侵害を引き起こします。

セクハラの原因

セクハラの実害者は、ほとんどが女性です。職場の上司と部下、正社員とアルバイト、学校の先生と生徒、教授と学生など、関係に差がある間柄で、弱い立場の者が拒みにくい状況の中で起きやすいという特徴があります。職場では、女性を対等なパートナーとして見ない意識に加え、性的な関心又は欲求の対象として見ることがセクハラに結びつきます。

セクハラをなくすためには

一人ひとりが、相手の立場に立って、相手を思いやることが何より重要です。

- ・「この程度なら許される」、「親しさの表れ」などと勝手に思い込まない。
- ・相手の気持ちや立場を尊重し、どのような言動がセクハラになるのかを常に意識する。
- ・相手が拒否したり、嫌がったりしていることが分かったら、決して繰り返さない。
- ・相手の抗議を受けたら、すぐに謝る。

大切な視点

例えば、家族（配偶者や子ども）がその場においても同じ行為ができるか、家族が職場で同じ様な行為をされても気にならないかなどを考えてみましょう。

自分の行為が相手を不快にさせるのではないかという思いが少しでも脳裏をかすめた場合には、その行為を抑えるべきです。そして、相手が不快に思うかもしれないと気付く感受性を持つことが大切です。

セクハラを受けたときは

落ち度があったのは自分のせいだと、自分自身を責めないことです。はっきり「NO!」と言いましょ。そして記録を残すことも大切です。

会社に相談窓口や責任を持って対応してくれる上司がいれば相談しましょう。公的な機関を利用するのも有益です。



性的な言動...とは

1 性的な関心や要求に基づく言動や行動

[具体例]

- ・抱きつく、腰や胸など身体を触る。
- ・性的な噂を流す。卑劣な冗談を言うなどの言葉による性的な嫌がらせをする。
- ・ヌードポスターを貼るなど、職場の環境を不快にする行動をする。

2 性的な差別意識（性別役割分担意識など）に基づく言葉や行動

[具体例]

- ・女性だけにお茶汲みや掃除、私用を強要する。
- ・男性だけに力仕事を強要する。
- ・「男のくせに残業もできないのか」、「女性は職場の花であればよい」などと言う。
- ・「男の子、女の子」、「おじさん、おばさん」など人格を認めないような発言を行う。
- ・上司が酒席で部下にお酌などを強要する。



他の人を不快にさせる...とは

性的言動を不快に感じるかどうかについては、個人間、男女間、世代間で大きな差があるのも事実で、受け手の感じ方によります。しかし、相手が不快に感じたらそれはセクハラになります。

- ・Aという行為がOKでも、それより軽易なBという行為がOKとは限らない。
- ・昨日がOKでも、今日もOKとは限らない。
- ・相手がAさんならOKでも、BさんがOKとは限らない。

相談窓口一覧

- 京都労働局雇用均等室(職場のセクハラ問題)
☎075-241-0504
- 女性の人権ホットライン
(京都地方法務局人権擁護課・京都府人権擁護委員連合会)
ナビダイヤル☎0570-070-810
- 京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」
☎075-212-7830
- 京都府女性総合センター
☎075-692-3437

お知らせ 女性に対する暴力をなくす運動

暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。なかでも女性に対する暴力の根底には、女性の人権軽視があることから、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題となっています。そこで、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力について考えるパネル展示を市役所本庁舎及び各区役所・支所のロビーで開催します。

運動期間 11月12日～25日
場 所 市役所本庁舎、各区役所・支所ロビー



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



ご存知ですか?

『えせ同和行為』

だれもが自由で、尊厳と権利が平等にあることを「人権」といいます。みなさん、四コマまんがを通して人権について考えてみませんか?

「えせ同和行為」とは?

えせ同和行為とは、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で、高額な書籍の購入を要求するなど、同和問題を口実に、会社や官公署などに不当な負担や義務のないことを求める行為をいいます。

えせ同和行為は、人々に同和問題に関する誤った認識を植えつけ、国、地方公共団体やその他関係者が永年にわたって行ってきた同和問題解決のための人権教育や、人権啓発の効果を覆す原因となっています。

このようなえせ同和行為に対して、「そのぐらいの金額ならいいか…」などと安易な妥協を行ってしまうと、相手方にさらにつけ込まれてしまいます。相手方の激しい口調や脅しに屈することなく、毅然とした態度で要求を断ることが大切です。

また、同和問題への取組や同和研修の在り方を口実に、不当な要求を受けた場合には、相手方に対して、「法務局に申し出て、それが人権侵害になるかどうか、また今後どうすべきかについては、法務局の処理に委ねたい」と伝え、速やかに法務局へ連絡しましょう。

こういったえせ同和行為に対する対応は、窓口担当者などの個人に任せるのではなく、組織全体として対応しましょう。相手方は、個人的または支店限りの対応の不満を口実にして本店に対して、より大きな要求をしていくことが多いからです。本店に報告し、指示を求めるなど、組織全体で対応することが大切です。



イラスト：坂上加奈子
京都精華大学 マンガ文化研究所

お知らせ

作品募集

人権“ほっと”写真を募集します!



人権の大切さが
感じられる心温まる
写真を募集します。

平成18年度 人権“ほっと”写真
入賞作品「休日ひととき」
川上和俊さん(兵庫県尼崎市)

詳しくはホームページでご確認ください。
人権文化推進課ホームページ
<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/jinken>
【お問合せ】京都市文化市民局人権文化推進課
☎222-3381

セミナー

第21回 地域リハビリテーション 交流セミナー

日時 11月20日(火)13:30~16:00
会場 京都市身体障害者リハビリテーション
センター3階 体育館
定員 150名
内容 「巨大絵画にチャレンジ! 絵でつながる心と心」
・絵画指導とお話
口と手で描く芸術家協会正会員 森田真千子さん
聞き手 フリーキャスター 小林 紀子さん
(NHK教育テレビ「きらっといきる」司会)
・市内の総合支援学校に通う生徒の作品も
併設展示
【お問合せ】京都市保健福祉局身体障害者リハビリ
テーションセンター相談課 ☎823-1666

講演会など

平成19年度 犯罪被害者等を考える府民の集い

日時 11月30日(金)14:00~16:20
内容 犯罪被害者による講演会 武 り子氏
府警音楽隊ミニコンサート など
会場 シルクホール(京都産業会館8階)
下京区四條通室町東入函谷鉾町80
定員 700名
【お問合せ】京都市文化市民局地域づくり推進課 ☎222-3049

「障害者週間」 12月3日~9日

障害者週間は 障害のある方の福祉について関心と理解を深めるとともに 障害のある方が社会 経済 文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための期間です。
ふくふくフェスタ ~京都市障害者福祉大会・福祉総合展~
日時 12月8日(土)10:30~16:00
9日(日)10:00~15:30
会場 みやこめっせ第2展示場
街頭啓発 12月1日(土)市内11箇所にて実施
【お問合せ】京都市保健福祉局障害保健福祉課 ☎222-4161

講演とパネルディスカッション

第37回「憲法と人権を考える集い」

「子どもが見えない大人たちへ」
講師 水谷 修氏(夜回り先生)
日時 12月9日(日)13:00~16:30
会場 シルクホール(京都産業会館8階)
下京区四條通室町東入函谷鉾町80
定員 760名(申込多数の場合は抽選)
[申込方法]住所,氏名,電話番号を記載のうえ,11月26日(消印有効)までに往復ハガキにて下記まで
[申込先]中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会
【お問合せ】京都弁護士会 ☎231-2336

フォーラム

京都市男女共同参画市民会議 ウイングスフォーラム 2007

講演会 「ダニエルの すぐくあたりまえの男女共同参画」
講師 ダニエル・カール氏(翻訳家・タレント・山形弁研究者)
「きょうと男女共同参画推進宣言」登録事業者表彰式
日時 12月8日(土)13:30~15:30
会場 京都府会館第2ホール
定員 800名(申込多数の場合は抽選)
その他 保育・手話通訳あり
[申込方法]ハガキまたはFAXにて(詳細は下記までお問合せください)
〒604-8147 中京区東洞院六角下ル御射山町262
京都市男女共同参画センター内
(財)京都市女性協会事業調査係 まで
[締切]11月20日(火)必着
【お問合せ】(財)京都市女性協会事業調査係 ☎212-8013

パネルディスカッション

就学啓発推進会議 京都市大会

特別支援教育の本格実施の中で、障害のある子どもの就学や教育の在り方、保護者への子育て支援について、「子ども一人一人の教育的ニーズに応じた就学と子育て支援のあり方」をテーマに、それぞれの立場からの意見交換を行います。
日時 11月23日(金・祝)10:00~12:00
会場 こどもみらい館(京都市子育て支援総合センター)
定員 150名
内容 ・京都市の就学指導のシステムと総合育成支援教育(特別支援教育)の現状
・パネルディスカッション
【お問合せ】京都市立東総合支援学校 ☎594-6501

第18回

識字展

識字(文字を識ること)は人権獲得への歩みです。1990年の国際識字年から18回を迎える識字展で、多くの方に識字の大切さを知っていただくために開催します。
日時 12月8日(土)11:00~15:00
第10回京都市PTAフェスティバルと同時開催
会場 国立京都国際会館イベントホール
【お問合せ】京都市教育委員会生涯学習部女性青年担当 ☎222-3800

人権月間 関連図書紹介

展示期間 12月1日(土)~27日(木)
会場 京都市各図書館
【お問合せ】京都市中央図書館 ☎802-3133

12月 みんなで考えてみませんか ~人権月間の催し~

講演会については手話通訳がある場合もあります。希望される方は事前にお申し込みください。(既に事前申込を終了している場合がございますのでご了承ください)

日 時・場 所	いずれも入場無料, 当日直接会場へ(一部除く)	
1 土 ~2 日 ・9:00~ ・ジャスコ洛南店2階 ・特設ステージ	わいわい人権フェスティバル 人権をテーマにした学生の作品展示など	吉祥院コミュニティセンター ☎691-7561 FAX662-0911
1 土 ・14:30~16:30 ・呉竹文化センター ・定員600名	伏見区人権を考える映画会 「クイール」	伏見区役所まちづくり推進課 ☎611-1144 FAX611-0634
2 日 ・10:00~15:00 ・京都市壬生屋内体育施設, 京都市壬生児童館および施設周辺	あかしゃ ふれあいまつり 舞台, 展示, 模擬店, 遊びコーナーなど	壬生コミュニティセンター ☎802-1301 FAX841-4601
2 日 ・14:00~16:30 ・東山区総合庁舎3階 大会議室 ・定員200名	映画と講演の集い 映画「火火」 <small>要事前申込</small> <small>(バリアフリー上映(日本語字幕及び副音声でのナレーション))</small> 講演会 講師 陶芸家 神山清子氏 [申込方法]11月26日までに「京都いつでもコール」へ 電話 661-3755 FAX 661-5855 パソコン http://www.city.kyoto.jp/koho/cc 携帯電話 http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc	東山区役所まちづくり推進課 ☎561-9114 FAX541-7755
5 水 ・14:00~15:30 ・下京区総合庁舎4階会議室 ・定員80名	人権学習会 「障害を越えて - 障害者の自立と人権 - 」 講師 NPO法人 京都市肢体障害者協会理事長 高山 弘氏	下京区役所まちづくり推進課 ☎371-7170 FAX361-8893
6 木 ・15:00~16:30 ・同志社大学寒梅館ハーディーホール ・定員700人	講演のつどい 「つながりと感動」~トーク&ライブ~ 講師 タレント 原田伸郎氏	上京区役所まちづくり推進課 ☎441-5040 FAX441-2895
7 金 ・13:00~16:00 ・京都市北文化ホール ・定員400人	人権月間記念事業 講演と映画のつどい 講演会「心と心のきずな」 講師 浄土宗・西居院住職 廣中邦充(やんちゃ和尚)氏 映 画「手紙」 <small>(バリアフリー上映(日本語字幕及び副音声でのナレーション))</small>	北区役所まちづくり推進課 ☎432-1208 FAX441-3282
7 金 ・13:30~16:00 ・東部文化会館ホール ・定員約500名	講演と映画のつどい 講演会「みんな違って当たり前! ~笑いが育む心の豊かさ~」 講師 落語家 月亭遊方氏 映 画「桃色のクレヨン」	山科区役所まちづくり推進課 ☎592-3088 FAX502-8881
7 金 ・19:00~21:00 ・アバンティホール ・定員300人	心のふれあい みんなの広場 講演会「ひとりの活動が人と社会を変える」 講師 フリーライター 山本健治氏	南区役所まちづくり推進課 ☎681-3417 FAX671-9653
8 土 ・13:30~16:30 ・京都教育大学藤森学舎 ・定員450名	ふしみ人権の集い2007 第2回学習会 「若い世代からの人権メッセージ 在日コリアン市民として生きる」 講師 京都市保育士 張 吉秀氏, 京都市立小学校教員 李 大佑氏	深草支所まちづくり推進課 ☎642-3203 FAX641-0672
11 火 ・18:00~19:30 ・京都市国際交流会館 イベントホール ・定員220名	心のふれあい みんなの広場 「がばいばあちゃんの 笑顔で生きんしゃい」 <small>要事前申込</small> 講師 パーソナリティー・タレント 島田洋七氏 [申込方法]往復ハガキに住所,氏名を明記の上,11/28までに左京区役所まちづくり推進課(左京区吉田中阿達町1)へ	左京区役所 まちづくり推進課 ☎771-4246 FAX761-0054
14 金 ・14:00~15:30 ・中京区総合庁舎4階 大会議室 ・定員150名	人権講演会 「あした元気になあれ」 <small>要事前申込</small> 講師 人権大学講師 松村智広氏 [申込方法]11月30日までに「京都いつでもコール」へ 電話 661-3755 FAX 661-5855 パソコン http://www.city.kyoto.jp/koho/cc 携帯電話 http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc	中京区役所まちづくり推進課 ☎812-2426 FAX841-8182
16 日 ・13:30~15:00 ・京都市醍醐交流会館 (バセオ・ダイコロ西館2階) ・定員200名	人権を考える講演会 「人権侵害救済のための取組について」 講師 大阪市立大学非常勤講師 谷元昭信さん	醍醐支所まちづくり推進課 ☎571-6135 FAX571-2673

本誌は年4回(5月8日,11月2日)発行します。区役所・支所のまちづくり推進課 市役所の市政案内所ほかで配布しています。郵送をご希望の方は 返信用切手(120円分)を同封のうえ 京都市人権文化推進課までお申し込みください。

同じです あなたとわたしの 大切な



発行日 平成19年11月15日
発行 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
☎075(222)3381
<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/jinken/>
京都市印刷物第193121号